

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2023年5月23日
【ファンド名】	B N P パリバ・グローバル債券ファンド (BNP Paribas Global Bond Fund)
【発行者名】	B N P パリバ・アセットマネジメント・ルクセンブルク (BNP PARIBAS ASSET MANAGEMENT Luxembourg)
【代表者の役職氏名】	チーフ・エグゼクティブ・オフィサー ステファン・ブルネ (Chief Executive Officer, Stéphane Brunet)
【本店の所在の場所】	ルクセンブルク大公国、ルクセンブルクL - 2540、エドワード・スタイケン通り10番 (10, rue Edward Steichen, L - 2540 Luxembourg, Grand Duchy of Luxembourg)
【代理人の氏名又は名称】	弁護士 竹野 康造
【代理人の住所又は所在地】	東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング 森・濱田松本法律事務所
【事務連絡者氏名】	弁護士 竹野 康造 同 大西 信治
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング 森・濱田松本法律事務所
【電話番号】	03(6212)8316
【縦覧に供する場所】	該当事項なし

1【提出理由】

BNPパリバ・グローバル債券ファンド (BNP Paribas Global Bond Fund)（以下「ファンド」といいます。）の管理会社であるBNPパリバ・アセットマネジメント・ルクセンブルク (BNP PARIBAS ASSET MANAGEMENT Luxembourg)（以下「管理会社」といいます。）は、2023年7月19日をもってファンドを早期償還することを2023年4月20日付で決定いたしました。このため、ファンドは2023年7月19日で早期償還されます。よって、金融商品取引法第24条の5第4項および特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第29条第2項第14号の規定に基づき本臨時報告書を提出するものです。

2【報告内容】

（イ）当該解散等の年月日

2023年7月19日（早期償還日）

（ロ）当該解散等に係る決定に至った理由

ファンドの資産は、受益者の最善の利益に適う効率的な運用を維持することが難しい水準まで達しております。そのため、管理会社の取締役会は、ファンド約款第21条の規定に従い、2023年7月19日付でファンドを償還することを決定しました。

（ハ）法令に基づき当該解散等に係る決定に関する情報を当該発行者の発行する特定有価証券の所有者に対し提供している場合又は公衆の縦覧に供している場合には、その旨

管理会社が作成した2023年4月28日付の書面により、日本における販売会社（ファンドの受益証券の登録受益者）に通知しました。

添付書類

1. 在職証明
2. 委任状